

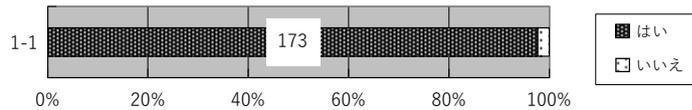
成年後見制度に関するアンケート調査 結果報告

調査種別	概要参照
調査対象	概要参照
配付数	244
回答数	177
回収率	72.5%

1 成年後見制度について

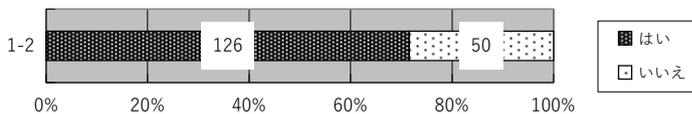
1-1 成年後見制度について耳にしたことはありますか。

項目	回答数	割合
はい	173	97.7%
いいえ	4	2.3%
合計	177	100%



1-2 成年後見制度の相談窓口を知っていますか。

項目	回答数	割合
はい	126	71.6%
いいえ	50	28.4%
合計	176	100%



【所感】 1-1、1-2より

- ・制度のことは知っていても、相談窓口がわからないという回答もある。
- ⇒相談窓口の広報・啓発をおこなうことが求められる。

1-2-1 「はい」と回答した方のみにお聞きします。知っている相談窓口はどこですか。（複数回答可）

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 秋田家庭裁判所	72	57.1%	
② 法テラス秋田	69	54.8%	
③ 専門職（弁護士、司法書士）	64	50.8%	
④ リーガルサポート 秋田支部	28	22.2%	
⑤ ばあとなあ秋田	27	21.4%	
⑥ 潟上市社会福祉協議会	83	65.9%	
⑦ 潟上市役所（社会福祉課、長寿社会課）	75	59.5%	
⑧ 潟上市地域包括支援センター	88	69.8%	
⑨ その他	5	4.0%	
（詳細）・秋田県社会福祉士会 ・コスモス			
1-2 「はい」回答数	126	-	



【所感】 1-2-1より

- ・上位3つは「市」レベル。
⇒より身近な相談窓口として⑥潟上市社会福祉協議会、⑦潟上市役所、⑧潟上市地域包括支援センターの認知度を上げていきたい。
- ・①～⑤は「県」レベル。
⇒①秋田家庭裁判所や②法テラス秋田は知名度が高いものの、いの一に相談するには多少ハードルが高いか。
- ・④リーガルサポート 秋田支部、⑤ばあとなあ秋田の選択数は2割程度。
⇒これらについては、「実際相談先として案内されたケース」や「自身が相談したことがある」もしくは「研修等で相談窓口として聞いたことがある」などでなければ選択できない可能性がある。

1-3 成年後見人等に期待する役割はありますか。(複数回答可)

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 日常の金銭管理	122	68.9%	
② 預貯金の管理・解約	110	62.1%	
③ 本人名義の居住用不動産の処分	77	43.5%	
④ 保険金の受取	50	28.2%	
⑤ 遺産分割などの相続手続	66	37.3%	
⑥ 施設の入退所やサービス利用の契約手続等	121	68.4%	
⑦ 病院の入退院等の手続	110	62.1%	
⑧ 障がい福祉や介護保険等行政機関などの窓口での手続	85	48.0%	
⑨ 頻回な訪問による本人の意思決定支援	45	25.4%	
⑩ 成年後見人等が何の役割を担えるのかわからない	16	9.0%	
⑪ その他	7	4.0%	
(詳細) ・すべての法律行為 ・身元引受人、保証人 ・死後事務 ・救急搬送時における入院手続き、医師と治療方針相談、亡くなられた時の手続き(葬儀等)。 ・信用しても不正・トラブルがあるので勧めたくない。 ・話し相手 ・消費者トラブルの早期把握と解約手続きの完遂。			
回答数	177	-	



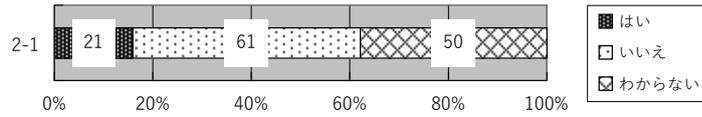
【所感】 1-3より

- ・後見人等に期待される役割としては、日常生活に関わる支援が多いか。
- ・@何の役割を担えるのかわからないという回答も相当数ある。

2 成年後見制度の利用者について ※行政機関を除く

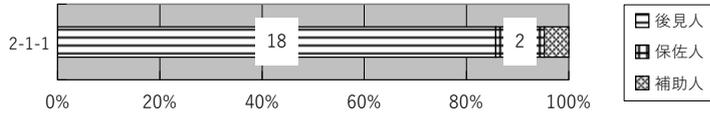
2-1 貴事業所の利用者等のうち、成年後見制度を利用している人はいますか。

項目	回答数	割合
はい	21	15.9%
いいえ	61	46.2%
わからない	50	37.9%
合計	132	100%



2-1-1 「はい」と回答した方のみにお聞きします。後見人等の内訳を教えてください。

項目	回答数	割合
後見人	18	85.7%
保佐人	2	9.5%
補助人	1	4.8%
合計	21	100%

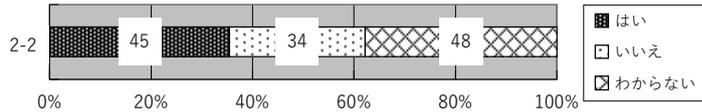


【所感】2-1-1より

・把握できている制度利用者のうち、「後見人」がついているケースが一番多い。
 ⇒「後見」に移した可能性も考えられるが、現実的には「保佐」、「補助」レベルの段階で申立てをするケースが少ないことが想定できる。

2-2 貴事業所の利用者等のうち、成年後見制度の利用が必要と思われる人はいますか。

項目	回答数	割合
はい	45	35.4%
いいえ	34	26.8%
わからない	48	37.8%
合計	127	100%



2-2-1 「はい」と回答した方のみにお聞きします。なぜ必要と思われるのかご回答ください。（複数回答可）

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 親族等の支援が見込めない	35	77.8%	
② 預貯金の管理・解約の手続が必要	19	42.2%	
③ 保険金の受取の手続が必要	4	8.9%	
④ 不動産の処分の手続が必要	10	22.2%	
⑤ 相続の手続が必要	6	13.3%	
⑥ 障がい福祉サービス、介護保険サービス等の契約手続が必要	10	22.2%	
⑦ 死後の手続が必要	16	35.6%	
⑧ 特殊詐欺等の消費者被害に遭う可能性がある	5	11.1%	
⑨ その他	4	8.9%	
(詳細) ・権利擁護全般 ・今後必要となる可能性がある。 ・本人からの相談。 ・ひとり暮らしで今後のことが心配。			
2-2 「はい」回答数		45	-



【所感】2-2-1より

・制度利用が必要な理由として、①親族等の支援が見込めないことを挙げている回答が多い。
 ⇒「身寄りがない」または「親族がいても支援できる状態にない」ケースに対して、制度の利用を意識することがわかる。

2-2-2 2-2で「はい」と回答した方のみにお聞きします。

その利用者等が成年後見制度の利用につながらない理由として考えられるものは何ですか。（複数回答可）

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 本人・家族等が同意しない	21	46.7%	
② 後見人等の報酬の支払いが困難	12	26.7%	
③ 本人の収入（年金等）で家族が生活している	3	6.7%	
④ 必要性を感じていない	7	15.6%	
⑤ 制度の利用に時間がかかる	12	26.7%	
⑥ 制度の手続が複雑	15	33.3%	
⑦ 必要だとは思いますが、制度について本人や家族等に話せていない	5	11.1%	
⑧ その他	10	22.2%	
(詳細) ・現在、利用に向け相談中 ・親族の協力が得られず、支援者が申立て支援を行っているため、なかなか進まない。 ・その時によって本人の気持ちが変わる。 ・家族が障がい者。 ・現状自己管理できている（金銭）。 ・資料を渡したのでこれからだと思います。 ・どうして良いか考え中。 ・具体的にどうすればよいかわからない。 ・代理権への理解が浸透していない。			
2-2「はい」回答数	45	-	



【所感】 2-2-2より

・「①本人・家族等が同意しない」以下3つ（②・⑤・⑥）が拮抗している。「④制度利用の必要性を感じていない」の選択は約1.5割であり、制度の複雑さや報酬の発生のほうが制度利用につながらない要因となっていることがわかる。

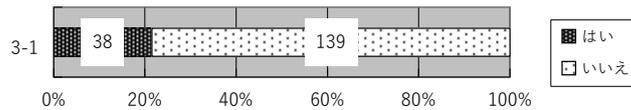
⇒それらがネックになり、相談を受ける側も制度利用について勧められないことも想定できる。

⇒①本人・家族等が同意しない理由の一つとして、報酬の発生や制度の複雑さがあるのではとも考えられる。

3 成年後見制度の相談について

3-1 成年後見制度に関する相談を受けたことがありますか。

項目	回答数	割合	相談件数
はい	38	21.5%	76
いいえ	139	78.5%	-
合計	177	100%	75



3-1-1 「はい」と回答した方のみにお聞きします。どこから相談を受けましたか。(複数回答可)

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 本人	11	28.9%	
② 本人の家族・親族	21	55.3%	
③ 本人の知人・友人	5	13.2%	
④ 民生委員	5	13.2%	
⑤ 医療機関	2	5.3%	
⑥ 本人の支援者(介護支援専門員、相談支援専門員、サービス提供者等)	9	23.7%	
⑦ その他	4	10.5%	
(詳細)・包括 ・ケースワーカー ・当方が消費者トラブル処理の過程で親族に制度について情報提供した。			
3-1「はい」回答数		38	-



【所感】3-1-1より

・相談してくれる②家族・親族がいれば良いが、①本人からの相談も割合としては高く、自身の将来を心配してのことだと想像できる。
 ⇒その段階で制度にうまくつながれば、「任意後見制度」や本人申立てのできる「保佐・補助」の利用も選択肢になるのではないかと考えられる。
 ⇒本人以外からの相談の場合、本人の認知機能の低下や、支援できる親族がいないなどの背景もあると考えられる。

3-1-2 3-1で「はい」と回答した方のみにお聞きします。どのような問題について相談を受けましたか。(複数回答可)

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 日常の金銭管理	28	73.7%	
② 身の回りのこと(掃除、ゴミ捨て、草取り等)	7	18.4%	
③ 近隣とのトラブル	4	10.5%	
④ 自分自身の将来の生活について	10	26.3%	
⑤ 財産の管理や家(土地)の処分	13	34.2%	
⑥ 借金問題	0	0%	
⑦ 特殊詐欺等消費者被害について	0	0%	
⑧ 医療行為への同意	9	23.7%	
⑨ 契約について	9	23.7%	
⑩ 親亡き後の子どもの将来について	6	15.8%	
⑪ 相続、遺言	5	13.2%	
⑫ その他	5	13.2%	
(詳細)・成年後見制度について勉強する機会があるか? ・民生委員に通帳を預けたいと言われた。 ・死亡後の事。 ・自分が倒れたときの通帳管理。 ・後のことを頼みたい。 ・保険金の受取りについて。			
3-1「はい」回答数		38	-



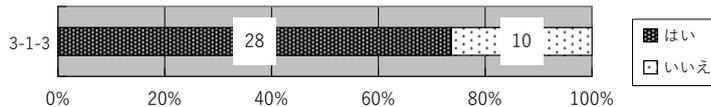
【所感】3-1-2より

・複数回答可であるため、問題が多岐にわたるケースもあるのではないかと考えられる。
 ・相談を受ける側も、する側も⑦消費者被害と成年後見制度が結びついていない可能性もあるのではないかと考えられる。
 ⇒後見人等の役割の広報・啓発が必要。それにより、「どのようなことで」、「どのようなときに」相談できるのかという認識にもつながるのではないかと考えられる。

3-1-3 3-1で「はい」と回答した方のみにお聞きします。

相談を受けた際、成年後見制度に関する相談をつないでいますか。

項目	回答数	割合
はい	28	73.7%
いいえ	10	26.3%
合計	38	100%



3-1-4 3-1-3で「はい」と回答した方のみにお聞きします。相談の主なつなぎ先を教えてください。

(複数回答可)

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 秋田家庭裁判所	4	14.3%	
② 法テラス秋田	5	17.9%	
③ 専門職(弁護士、司法書士)	4	14.3%	
④ リーガルサポート 秋田支部	0	0%	
⑤ ばあとなあ秋田	2	7.1%	
⑥ 潟上市社会福祉協議会	5	17.9%	
⑦ 潟上市役所(社会福祉課、長寿社会課)	3	10.7%	
⑧ 潟上市地域包括支援センター	9	32.1%	
⑨ その他	6	21.4%	
(詳細) ・秋大附属病院(診断確定のため) ・エール葬祭 ・他市町村から入居頂いている方のため、当該市町村の社会福祉協議会へ相談。 ・相談先があることを伝えた。			
3-1-3「はい」回答数		28	-



【所感】3-1-4より

⇒成年後見制度の身近な相談窓口は⑧潟上市地域包括支援センター、⑦潟上市役所、⑥潟上市社会福祉協議会ということを知ってほしい。

3-1-5 3-1-3で「いいえ」と回答した方のみにお聞きします。その理由を教えてください。(複数回答可)

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 成年後見制度を詳しく知らないため、勤めて良いかわからない	9	90.0%	
② 紹介先がわからない	1	10.0%	
③ 本人や家族等のプライドを傷つけかねない	4	40.0%	
④ 判断能力が不十分であると確信がもてない	7	70.0%	
⑤ その他	11	110.0%	
(詳細) ・現在、成年後見制度を利用したい方がいない。 ・本人とは音信不通だが、子供がおり連絡がとれているため。 ・相談者である親族が利用を希望しなかった。 ・相談がない。 ・必ず対応する方がいる為。 ・親族内で解決した。 ★つなぐ前の段階で、本人から話しを大きくしないで欲しいと言われた。 ・ケアマネが制度について勤めていた。 ★その後の来店なし。 ・そこまでに至らなかった。 ★障がい者の親族が制度利用について『検討する』と言い、それ以上を望まなかったため。			
3-1-3「いいえ」回答数		10	-



【所感】3-1-5より

⇒回答の整合性をとっていないため確定はできない結果であるが、具体的な相談先につながる前に頓挫するケースも少なからずあるようだ。

3-2 成年後見制度や金銭管理について、対応に困ったことがあればお聞かせください。（自由記載）

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・本人と家族の意見が分かれている。 ・申し立てできる人がいない、または申し立てに拒否する。 ★緊急の対応を必要としているのに制度の利用まで時間とお金を要する。 ・子による金銭管理が、やや適切ではないという。 ★成年後見制度を勧めたが、手続がめんどうでご家族があきらめてしまいました。 ・後見人の決定を待つ間、その役割（金銭管理等）を親族が数人でもめた場合、巻き込まれた際の相談窓口が機能せず不安定な状況でサービスの継続となる時、自らの立場での動きが不安だった。 ・スーパーの支払い忘れて、警察に通報された。だが、本人はおそらく認知症であり、刑罰ではなく受診が必要であった。 ・今のところは特にありませんが、今後はいろいろと対応を要する事もあろうかと思っています。 ・困ったことは無い ・これまでは金銭にかかわる相談はありません。身内で対応しているようです。 ・今は、郵便物の仕分け等を手助けしているが、土地の事などを相談されるとうしてあげたら良いのか？ ★成年後見制度を利用するという結論に至るまでには、当事者家族や関係者の様々な葛藤のプロセスがあったものと推測されるが、大概は、状況が逼迫した中で止む無く制度利用となるケースも多く、事前の相談や情報交換の場が今後もっと増えれば慌てずに備えられると思う。 ★はじめにどこに相談にいったらいいか対応に困りました。 ・金銭管理に問題があると思われるケースでも、今のところ家族のサポートにより特に問題はない ★金銭管理の相談と同時に、身元保証人についても相談を受けることがあり、成年後見制度と日常生活自立支援事業では解決できないため、対応に苦慮することがある。 ★成年後見制度の利用をしたほうがよいと思われるケースであっても、本人・周囲の親族等の理解が得られないため、利用につなげられず、関係機関にてできることは限られているため、根本の解決にはつながらず、問題が起きるたびの対応に疲弊してしまうことがある。 ・包括支援センターが同じ課内にあるため、私個人が対応に困ったことはないが、制度そのものについて漠然とした知識しかなく、制度を理解するための機会があるといいと感じている。 ・障がい者が契約トラブルに巻き込まれた相談で、その方を担当しているケアマネさんに対し、『親族に成年後見制度の利用を勧めたらどうか』と進言したが、ケアマネさんは『お金が掛かるから…』と言って難色を示し、制度利用に消極的だった。当方の「成年後見制度は積極的に勧めるべき有益な制度」という認識との齟齬を感じた。 ・認知症の方やギャンブル依存の方の金銭管理、家族が結局フォローしてしまい、本人の問題意識につながらないケース。（実際に相談は受けていないが、よく耳にするので。） ・対象内容や申請手続きがわからなかった、すぐに担当につながりました。 ・現状、1人対応が多いこと。 ★相談を受けることがあっても、申立てまでつながることが少ないことや、市長申立て以外の進捗がわからないこと。 ・財産に関わることであり、手続きも複雑。必要と感じても安易に案内できず、相談は複数で受けなければ不安である。



【所感】

- ・制度利用が必要なケースであるにも関わらず、手続（もしくはその前段階）で滞ってしまうことがわかる。
 - ・審判までに時間を要するため、いざというときにすぐ利用することが難しい。あらかじめの備えが必要。
- ⇒窓口の周知はもちろん、事前相談やそのフォロー等をおこなうことが理想。

4 潟上市の成年後見制度施策に望むものを教えてください。(複数回答可)

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 身寄りのない人の制度利用(市長申立ての普及)	98	55.4%	
② 親族後見人の相談窓口(親族後見人支援)	58	33%	
③ 一般市民による後見活動(市民後見人の養成・支援)	21	11.9%	
④ 社会福祉法人等による後見活動(法人後見の拡充)	56	31.6%	
⑤ 成年後見制度を学ぶ機会の確保(講演会や研修会の開催)	76	42.9%	
⑥ 任意後見制度の普及	40	22.6%	
⑦ 成年後見制度の情報提供や普及啓発活動	64	36.2%	
⑧ 後見人等への報酬助成の充実(対象の拡充)	24	13.6%	
⑨ 特になし	7	4.0%	
⑩ その他	1	0.6%	
回答数	177		-



【所感】4より

・想定では、⑤学習機会の確保と⑦普及啓発活動が割合として高くなるのではないかと考えていた。結果としては、①市長申立ての普及を望む声が多いことがわかった。

⇒現状の要綱だと、市長申立てが可能なケースが限られていたり、⑧報酬助成にも条件があったりと、期待に応えられない部分も多い。そのため、市長申立て等について利用しやすくなるように、「成年後見制度利用支援事業実施要綱」の改正を検討する。

⇒⑦情報発信や⑤学習の機会を求める声も多いため、広報・啓発活動や研修会などを検討していく。

5 成年後見制度について、ご意見等をお聞かせください。（自由記載）

※分類について…実施主体側で、記載を以下の5つに分類した。

1. 制度 2. 周知 3. 要望・必要性 4. 相談 5. その他

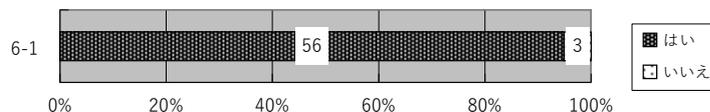
分類	内容
1. 制度	・この制度のことがなかなかわからない。（障がい）
1. 制度	・制度導入にあたって、敷居が低くなり、利用者が増えていけたらと考える。（居宅）
1. 制度	・もう少しわかりやすく、使いやすい制度にしてほしい。（居宅）
1. 制度	・制度としてはいいのだが、代理決定になってしまっているイメージが一般人に普及しない理由では？（社協）
1. 制度	・近い将来の重要な課題になると思われます。制度の充実が必要です。（入所施設）
1. 制度	・制度上の多くの壁があり、利用をすすめても、話しを聞くだけで、実際申請まで至らないケースが多々あると思う。市町村独自の制度を利用しやすくする設計が必要か…。（入所施設）
1. 制度	・今後必要性の高い制度だと思います。施設で働いていますが制度を利用している方は数名おり、主に財産・金銭管理なのですが、信頼できてよいようです。認知能力の衰えが、家族関係の金銭トラブルにもなりますのでおまかせするほうが関係が保たれることもあります。（民生委員）
1. 制度	・申請手続きの難しさと金銭負担（申請の為に県外からの交通費を含む）が制度利用促進の妨げになっているのが、現場のケアマネさんの言葉からも窺える。申請に係る金銭負担について十分な助成と支援があれば、制度利用促進に繋がる可能性があると感じた。（行政）
1. 制度	・成年後見制度は個人的に障がい者（特に若年）の方が利用するイメージがあったので、それ以外の方も幅広く利用できるというイメージが、一般にないかもしれません。（行政）
2. 周知	・広報などで、繰り返しかみくだいて周知を行う等、利用する側の理解を促す必要があると思う。（障がい）
2. 周知	・一般的には、わかりにくい制度で、このような制度があるのもわからないと思う。もっと啓発が必要かと。（居宅）
2. 周知	・名称は知っていても内容を知らない人が多いと思います。研修や広報等で普及に力を入れていただきたい。（医療機関）
2. 周知	・遠い所にある制度のようで、もう少し普及啓発が必要ではないでしょうか。よく分からなくて申し訳ないです。（民生委員）
2. 周知	・成年後見制度の一角を占める任意後見制度について、市民に更なる案内、周知を行い、本人の判断能力が衰える前の手当てを充実させることが重要と考える。（金融機関）
2. 周知	・制度の普及がポイント（金融機関）
2. 周知	・高齢化率が加速する本市においても、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発活動はもとより、学習機会の提供は必要課題であると思われます。福祉と教育委員会（市民センター）等との連携による取組の充実が望まれると思われます。（行政）
2. 周知	・逆に、成年後見の具体的対応の内容がわかれば、相談する側や、つなぐ役の立場側も、制度そのものを理解しやすい。（制度の名前から、一般の人には、「難しい」と敬遠されているような（自分がだからかな）気がする。）（行政）
3. 要望・必要性	・今後身寄りのない方が増えていくであろうと予測される中、必要とされる方が多くなっていくと感じます。一概には言えませんが、身寄りのない方は、金銭の悩みや不安がある方が多いように思います。そのような方達が不安なく制度をスムーズに活用できれば、支援側としても繋げやすく感じます。（居宅）
3. 要望・必要性	・市民後見人を潟上市でも養成してほしい。（居宅）
3. 要望・必要性	・身近に個別に制度について相談できる窓口があれば良いと思う。又、申請の手伝いを、必要な方のみだけでも、行政で支援してほしい。（入所施設）
3. 要望・必要性	・詳しく知りませんので情報提供や研修の機会がほしいと思います。（民生委員）
3. 要望・必要性	・制度についての知識が無く、1からおしえていただける機会があれば参加させていただきたいです。担当の地区にしっかりと対応していけるようになりたいと思います。（民生委員）
3. 要望・必要性	・一人暮らしの人、入院、入所等の保証人にも利用できないものか。（民生委員）
3. 要望・必要性	・将来的にはかなり必要とされる制度になると思われるので、情報の周知や利用しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。（金融機関）

分類	内容
3. 要望・必要性	・後見制度を利用した時の支払い報酬額について不安があると思います。（親族以外の方が後見人になった時の利用については特に。）高齢施設入所時の場合は入居料金支払を含めて具体的なわかりやすい制度の紹介があればいいと思います。（行政）
3. 要望・必要性	・制度の詳細が理解できていないので、学べる機会があるといいなと思います。（行政）
3. 要望・必要性	・気軽に相談、申請ができるようになればいいと思います。（行政）
4. 相談	・成年後見制度は手続きが複雑で準備する書類も多くあるため、親族等の協力が相当得られなければ利用は難しいと思います。利用する必要性を周囲が感じていても本人・家族が必要と感じていないことも多いです。（障がい）
4. 相談	・本人に理解してもらうのが難しい。（居宅）
4. 相談	・申立～決定までに時間がかかること、報酬の支払が発生すること、などにより、申立を断念するケースが少なからずある。（居宅）
4. 相談	・包括への相談は、"申し立てする親族がない場合のみ"という認識をしていました。（社協）
5. その他	・後見人がついている方が居りますが、その方の手術・入院等の意思決定を施設にまなげされている状況がある。（生死についての決定（手術））（入所施設）
5. その他	・民生委員の立場では、成年後見制度を利用すべき人を見つけるのは困難だと思います。（民生委員）
5. その他	・今後ますます必要になってくると思われる。親族だけに頼っていても本人の意志が反映されない場合も多々あり不安である。（民生委員）
5. その他	・身近にケースがないのでピンとこない（民生委員）
5. その他	・今後高齢化がますます進むことを考えれば制度を利用する人が増えていくと思います。（民生委員）
5. その他	・自治会長にも相談しましたが、当地区ではないのではということでした。制度そのものを理解していません。定例民協の中で研修機会を持つべく提案するようにいたします。（民生委員）
5. その他	・責任重大なことで自分はやってみたいとは思いません。（民生委員）
5. その他	・現時点では相談を受けたことはありませんが、今後可能性があるのではいろいろ勉強したいと思います。（民生委員）
5. その他	・私は平成18年9月～令和元年9月まで成年後見人を行いました。身体障害者で従妹でしたが両親が他界し一人になったので私の扶養家族として引き受け共に生活をする事になり手続きを取りました。大変な重責でした。本人が希望したので親類本人の関係者から印をいただき自分の公的な身分証明書を添えて家庭裁判所での手続きを終え法務局から許可が出たので作業をする事になりました。寝食共にするので生活面はもちろん、財産管理すべて実印、定期的に裁判所へ報告、いろいろな手続き（入院・入所）などその都度戸籍関係書類を整え提出、最期は葬儀を出し供養仏を引き取り今現在供養している。後見人を解除する時は弁護士を立て裁判所の事件として扱われている手続きをして解除となりました。必要としている方もたくさんいるでしょうが、大変な重責な司法の手続きと自分の信用と信頼の仕事でした。最期に（ことばでいわれないこと迷惑掛けた）と感謝されたその一言で苦勞がすくわれた。（公正役場で遺言書も作成しました）（民生委員）
5. その他	・はじめて知りました。（行政）
5. その他	・成年後見制度の利用を検討されるケースの場合、正式に申請にたどりつくまで、こまやかな制度の説明や提出資料を準備する支援等、申請まで見えない作業が多いと感じます。促進計画により件数が増えていくと、それに対応できる専門知識のある職員などが直営だけでなく、委託なども視野に検討していければと感じます。（行政）
5. その他	・生活応援商品券や、戦没者特別弔慰金の事業で、成年後見人の方が代理申請するケースが見られました。今後必要となるサービスでしょうから成年後見人の裾野が広がるといいと思います。（行政）
5. その他	・少子・高齢化の進展が進むなか、身近な問題になると認識します。先般、テレビニュースで特集番組を目にした際、財産管理や各種手続きを含めた成年後見人の選任について様々な課題があることが分かりました。制度として確立するためには、少し時間がかかるのではと感じます。（行政）
5. その他	・中核機関設置にあたり、社協との連携協力は必須であると感じる。（行政）
5. その他	・また、障がいや高齢の枠を超えて、班員全員が制度について対応できるようスキルアップを図る必要がある。（行政）
5. その他	・利用が必要であっても、支援者の知識不足、家族・本人の理解が得られない等で動いていないケースが多々あると感じる。そんなケースを支援するためにもまずは中から、積極的に勉強会行っていきます。（行政）

6 利用者（入所者）等の身元引受人等の状況について（事業の参考にさせていただきますので、お聞かせください。）
 ※民生委員、金融機関、行政関係機関を除く

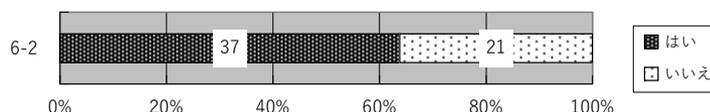
6-1 利用者（入所者）等とコミュニケーションが図れない／理解力が低下している場合、ご家族やご親族の同席を促すことがありますか。

項目	回答数	割合
はい	56	94.9%
いいえ	3	5.1%
合計	59	100%



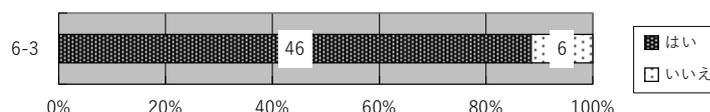
6-2 貴事業所等には入所設備・入院病床がありますか。

項目	回答数	割合
はい	37	63.8%
いいえ	21	36.2%
合計	58	100%



6-3 サービス利用（入所）・入院するには、身元引受人が必要ですか。

項目	回答数	割合
はい	46	88.5%
いいえ	6	11.5%
合計	52	100%



6-3-1 「はい」と回答した方のみにお聞きします。

利用者（入所者）等に身元引受人がない場合は、現在どのように対応していますか。（複数回答可）

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 知人（家族・親族以外）の同意でも入所・入院可能	8	17.4%	
② 成年後見人等の同意があれば入所・入院可能	18	39.1%	
③ 家族等の連絡先がわかれば連絡を取り、同意を促す	23	50.0%	
④ 行政や地域包括支援センターへ相談する	17	37.0%	
⑤ 入所・入院ができない、外来対応	4	8.7%	
⑥ 民間のサービス事業者（家族代行支援等）を案内する	12	26.1%	
⑦ 身元引受人がないケースがない	15	32.6%	
⑧ その他	1	2.2%	
(詳細)・①、②、③の様に身元引受人の変わりとなる方を探し入所対応。			
6-3「はい」回答数		46	-

6-3-2 6-3で「はい」と回答した方のみにお聞きします。

利用者（入所者）等に身元引受人がない場合は、今後どのような対応ができますか。（複数回答可）

項目	選択数	割合	グラフ
			0 50 100
① 知人（家族・親族以外）の同意でも入所・入院可能	10	21.7%	
② 成年後見人等の同意があれば入所・入院可能	23	50.0%	
③ 家族等の連絡先がわかれば連絡を取り、同意を促す	25	54.3%	
④ 行政や地域包括支援センターへ相談する	26	56.5%	
⑤ 入所・入院ができない、外来対応	3	6.5%	
⑥ 民間のサービス事業者（家族代行支援等）を案内する	11	23.9%	
⑦ その他	1	2.2%	
6-3「はい」回答数		46	-



【所感】 6-3-1、6-3-2より

・高い割合の項目が同じである。

⇒④行政や地域包括支援センターへ相談するという割合が高く、今後身寄りのない人も増えていくことが想定されていることから、相談や問い合わせに対応できるよう体制整備が必要と考える。

⇒②後見人等の同意があれば入所や入院が可能などもあり、本来後見人等は身元引受人にはなれないところであるが、どこまで対応できるものなのか…。

6-4 身元引受人等について、対応に困ったことがあればお聞かせください。(自由記載)

内容

- ・身元引受人代行サービス会社も引き受けてくれなくて困ることがある。
 - ・成年後見人の申し立てが必要と思っても費用の面で断念してしまう事があります。
 - ・近くに身元引受人になる親族がおらず、このコロナ禍のなかで県外在住でも対応してもらえなかったこと。
 - ★独居で身寄りのない方の対応に困ってくるのが考えられる。
 - ・複数設定された際、連絡の順位等でクレームがあり、サービス以外のことで話し合いがなされることがあり、親族間のことで巻き込まれた際の相談や仲介がほしいと思った。
 - ・社福法人でサービスを提供すればどうですかね？
 - ・失踪したケースがある。
 - ★身元引受人が高齢で病弱、今後継続して支援が望めない場合、事前に成年後見人の申し立てを説明するが、理解力低下あり、同意が得られない。行政としても、親族がいないのではないので、介入できないという回答でした。今後を考えると心配なケースです。
 - ・亡くなった後の手続き等（介護保険外）。
 - ・遠方で、なかなか来れない。コロナの状況もあり、特に来れない状況にあった。
 - ・県外等におり、積極的な協力が得られない場合は、入院の際や死亡した場合、どのように対応していいか困っています。
 - ★全く親族がいないケースへの対応。
- 市独自の決まった対応があれば施設としては心強い。
- ・身寄りが無く、死亡されたときの対応。
 - ・身元引受人等が県外在住であった際の契約書等の締結。



【所感】

- ・市長申立てや後見人等への報酬助成等と絡めて、身元引受人がいないケースに対する統一された対応が求められるのではないか。
- ⇒相談受付時の聞き取り項目等を統一するなど、職員によって対応方法に差が出ないよう、市役所及び地域包括支援センターとしてできることを模索する必要があると思われる。